

愛知県では、中国江蘇省との経済連携協定に基づき、江蘇省に進出している県内企業支援のため、「愛知県江蘇省サポートデスク」を運営しています。

私共、上海納克名南企業管理咨询有限公司が愛知県から業務委託を受け、2024年度の運営業務を担っております。

進出企業の皆様の関心があると思われる内容につき、今年度4回目となるメールマガジンを配信させていただきます。

最後までお読みいただければ幸いです。

愛知県江蘇省サポートデスク メールマガジン 2024 vol.4

個人所得税 全世界所得課税に注意！

今回は、駐在員の皆様向けに、個人所得税の全世界所得課税について、アナウンスさせていただきます。2019年からずっと中国に駐在されている方は特に注意していただければと思います。

- ・ 駐在員における個人所得税の課税根拠

個人所得税法上、外国籍個人の場合、暦年単位で183日以上、中国に滞在する人は「居住者」というステータスとなります。その場合、申告の対象は「中国国内源泉所得」＋「中国国外源泉所得」のいわゆる全世界所得課税となるのが基本です。

- ・ 全世界所得課税の適用の条件

外国籍個人の場合、居住者となっても、連続年数が6年未満の場合は、「中国国外源泉所得」は個人所得税を免除されています。（個人所得税実施条例）しかも、連続年数のカウント開始年は個人所得税の改正があった、2019年とされております。したがって、2019年以降、2024年現在まで、全世界所得課税にて納付している個人の方は誰もいない、という状況です。

- ・ 25年から何が変わるのか

2019年から暦年単位で中国滞在期間が183日を6年連続で超える場合、2025年からは「中国国外源泉所得」に対して課税されることとなります。中国国外源泉所得とは具体的には、日本での銀行口座の預金や、日本で保有する有価証券の配当収入や、日本で保有する不動産の賃貸収入等が想定されます。どのようにそういった所得を中国の税務当局が把握するのか、という問題はさておき、人によっては大きな納税負担が生じることになります。

- ・ 連続年数のカウント解除

連続年数のカウントは、「いずれかの年度で1回の出国日が30日を超える場合は、新たに計算する」、すなわちカウントをリセットするとされています。2019年から2024年現在まで、暦年単位で中国滞在期間が183日を連続6年滞在している場合、2024年中に1回で30日以上、出国することで、2025年からの全世界所得課税を回避できることとなります。逆に2024年中に1回で30日以上、出国しなければ、2025年から全世界所得課税の対象となってしまうことにご留意ください。

1回30日となると、駐在員にとっては相応のハードルであり、国慶節休暇等の利用が現実的かと思えます。そのため、ぎりぎりではありますが、この時期のアナウンスとさせて頂きました。2019年から暦年単位で中国滞在期間が183日を連続6年滞在しており、かつ中国国外源泉所得が相応に発生している方は対応につき、ご検討ください。

次回の意見交換会は9月を予定しております。詳細が決まり次第、案内させていただきます。ぜひご参加ください。